

8. 補装具や日常生活用具の給付等

身体障害児・者の障害のある部分を補う用具（補装具）や日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付又は貸与します。

なお、介護保険の対象となる方（①65歳以上の方又は②40歳以上で特定の病気により介護が必要になった方）については介護保険の貸与（又は給付）制度が適用され補装具や日常生活用具が給付されない場合があります。

● 補装具について

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替しかつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等

視覚障害者用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ） （児童のみ）座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

補装具費支給制度

- 平成18年10月から現物支給が、補装具費の支給へと変わりました。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

● 在宅重度障害児・者に対する日常生活用具の給付例（問い合わせ先：市福祉事務所・町村役場）

種 目	品 目	対 象
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	
	特殊便器	上肢機能障害
	火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	

種 目	品 目	対 象
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害
	ネブライザー(吸入器)	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	パルスオキシメーター	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	盲人用体温計(音声式)	
	盲人用体重計	視覚障害
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、 電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)		
点字図書	視覚障害	
排泄管理支援用具	ストマ装置(ストマ用品、洗腸用具)	ストマ造設
	紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害 かつ意思表示困難
	収尿器	高度の排尿機能障害
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。
 ※ 市町村によって一部品目及び対象要件が異なることがありますので、市福祉事務所・町村役場へお問い合わせください。

● 軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業 (問い合わせ先:市福祉事務所・町村役場)

身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得や社会性の向上のために補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

対象者：両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、国の補装具費の支給対象とならない18歳未満の児童の保護者(所得要件があります)

助成額：補聴器の購入・修理に要する経費と国の補装具費支給制度における補聴器の基準額を比較し少ない方の額の一部

※ 市町村によって、実施の有無、支援要件が異なりますので、お住まいの市町村に直接お問い合わせください。